平成２２年（フ）第２９６号
北海道旭川市旭町１条２丁目639番地の69
メープルハウス203号室
債務者　佐藤美奈子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１６号
栃木県宇都宮市さるやま町19番地４
債務者　大森　美紀
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８３号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢1553番地２
債務者　見目久美子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２２号
岡山市北区岡南町１丁目７番22号
債務者　岡　　和己
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２号
愛媛県大洲市東大洲105番地３　喜多荘303号
債務者　森沖　昌澄
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１０５号
岡山県津山市上之町222番地１
債務者　石田　精一
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１１１号
岡山県津山市沼２番地18
債務者　門脇　伸幸
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午前10時
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第４７８号
静岡県浜松市浜北区新原5864番地、前住所静岡県磐田市今之浦２丁目３番地17　レオパレス藤205号
債務者　高尾　涼介
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
静岡県磐田市国府台58番地７　あかね荘２、前住所静岡県磐田市新島576番地８
債務者　福田　峯夫
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
熊本県八代市鏡町宝出1084番地９
債務者　森　美喜男
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９７号
熊本県八代市鏡町宝出1084番地９
債務者　森　　雪子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３７５号
川崎市宮前区神木２丁目７番地１　コーポ中村Ｂ―101
債務者　谷　ノリコ
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
川崎市高津区新作５丁目６番２号　初葉荘202
債務者　伊藤　洋樹
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
川崎市川崎区田島町４番16号　カームハイツ101
債務者　松井　隆幸
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３８２１号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１番地瑞穂アパート４―206
債務者　松土まゆみ（旧姓小海）
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部